

令和5管理年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量のうち、まいわし太平洋系群について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
さんま	全ての 漁業	左記漁業がさん まの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	475トン (5%) を県 の留保とする	25トン (5%) を県 の留保とする
まあじ	全ての 漁業	左記漁業がまあ じの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	
まいわし 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がまい わし太平洋系群 の採捕を行う全 ての水域	漁獲量の 総量	26,980トン (5%) を県 の留保とする	1,420トン (5%) を県 の留保とする